

外国人の国公立大学専任教員任用について(見解)

昭和55年10月24日

第80回総会

日本学術会議は、かねてから外国人の国公立大学専任教員(教授・助教授・常勤講師・助手)への任用について「科学者の地位委員会」を中心として慎重に審議してきたが、このほど下記のような結論に達したので、これを本会議の見解として表明するものである。

記

日本の大学の研究・教育の発展のためには、外国人を大学の専任教員(教授・助教授・常勤講師・助手。以下「専任教員」という。)に任用することは、きわめて有意義と考えられるので、国公立大学においても当該大学の研究・教育の体制の充実のためにこれを必要と認める場合には、外国人を専任教員に任用することが認められてしかるべきものと思われる。

(説明)

- (1) 大学における研究・教育は、本来国際性をもつものであり、国籍のいかんにかかわらず、広く優れた研究者を専任教員に迎えることはきわめて有意義、かつ自然なことであり、このことは国公立大学でも例外ではない。
- (2) 国家公務員法・地方公務員法(以下「公務員法」という)においては、とくに国家公務員・地方公務員(以下「公務員」という)に外国人の任用を排除する明文の規定は存在しない。にもかかわらず、現実には一部の例外を除いて外国人が公務員に任用されていないのは、外国人が日本における「公権力の行使」に参加することが好ましくないという政策的配慮にもとづく公務員法上の伝統的運用によるものと考えられる。したがって、外国人を国公立大学の専任教員に任用するみちをとぎさないことが、日本の国公立大学の研究・教育の充実・発展のため必要であり、かつ、望ましいという政策的配慮に立つならば、「服務の宣誓」その他の条件が満たされた場合には特別法を制定しなくても、現行公務員法の運用によってこれを実現させることは可能であると考えられる。
- (3) 国公立大学の教員の場合に、上記のような一般公務員に対するのとは異った特別の運用が必要かつ適当であるとするのは、教員の公務の本来の形態である研究・教育という作業が、通常の意味での公権力の行使とは全く異質のものであり、私立大学の教員とその社会的実態においてなんら異なるものであるからである。それゆえ、外国人を国公立大学教員に任命してこれに研究・教育を担当させることについては差し支えないものと考えるのが妥当であろう。(現に一部国公立大学において外国人が助教授・常勤講師・助手に任用されている事例がある。)
- (4) 外国人の国公立大学教員への任用が一般的に実現した場合、問題となるのは教授会の構成員としての議決権と、学長・学部長・教養部長・研究所長・学生部長・附属図書館長その他のいわゆる教員系部局長、評議員(以下「管理職等」という)への就任であろうが、これらの点については次のように考えるのが適当と思われる。
 - (ア) 外国人教員が教授会の構成員となることは、一般的にいて、各大学(または、学部・研究所等の部局を含む。以下「部局」という)の定めるそれぞれの資格基準によるべきである

う。この場合、日本語が使用可能であることも、資格の一つとなりえようが、教授会の一般的事項、研究に関する事項、学生の入学・卒業等の認定、カリキュラムの編成等純粹に研究・教育等の審議に外国人教員が参加することは一般的に問題はなからう。教育処分（学校教育法第11条）であるいわゆる学生処分の審議に参加することも当該教授会の合意のある場合は可能であろう。国公立大学における学生処分は、法形式上行政処分の形態をとっているものの実質的には私立大学の場合とは異なるからである。

- (イ) 教員の選考人事に関しても、大学の教員の採用は学問上の業績の評価を中心として行われるべきであるから、一般論としては当該部局教授会の合意のある場合には、外国人教員も日本人教員と同等の資格で教員選考の審議に参加することは差し支えないものと考えられる。学長・学部長・部局長の選出に当たっての選挙権についても、当該大学が定める場合は、外国人教員も日本人教員と同じ資格をもつことは可能であろう。
 - (ウ) 外国人教員が教育公務員特例法および各大学の内規・慣例等にもとずき教員のとくに研究・教育に直接関連しない不利益処分の審議に参加することについては見解の分かれるところであろう。したがって、このような点に関して外国人教員の権限についての特例を設けることはありえよう。しかし、これを国の法令によって定めることは大学の本質からいって適当とはいえない。
 - (エ) 外国人が国公立大学の管理職等に就任することについても、とくに行政上の責任、事務・技術職員に対する指揮監督、職員団体・学生団体等との交渉権能等の問題も多く、見解の分れるところであろう。評議員についても評議会が学長・教員の不利益処分を審議する点に関しても同様のことが生じよう。したがって、これらの点に関して大学が外国人教員に対して特例を設けることはありうることであろう。しかしこれもまた法令を以て規制することは適当とはいえない。
- (5) 以上を要するに、外国人を国公立大学の専任教員に任用することは大学の本質ならびに大学自治の原則から、当該大学が必要かつ望ましいとする場合には認められてしかるべきであり、しかもこれは現行公務員法の範囲内で可能であって、特別法の制定を要しないものとするものである。

また、外国人の管理職等への就任、教員の不利益処分等教授会等における特定事項の審議に関して外国人教員に対してある程度の特例を設けることもありえても、これらについては外国人教員採用の資格基準・人数などとともに大学自治の原則からいって大学の良識を信頼し、それぞれの大学の管理機関の自主判断に委ねるべきであって、法令によってこれらを定めることはふさわしくないとするものである。

上記に関連して、外国人教員の採用基準・人数・権限に関して各大学がそれぞれの大学の事情によって自主的に定めることは、現在も国公立大学間において、教員の採用・昇進・権限・管理職等の選出についてそれぞれの伝統・慣例によって異った基準・内規等が定められていることからいっても当然であると考えられる。

また、以上の場合、法令および慣例によって確立している国公立大学の評議会・教授会等の

権限をせばめるかたちで外国人教員の権限が論じられることのないよう留意される必要がある。

- (6) 外国人の国公立大学専任教員任用に関して、定住者と非定住者、在日外国人と新たに招へいする外国人との間に区別を設けることは、法技術的に困難であるばかりでなく、外国人教員・科学者間に差別を生ずるおそれがあるので適当ではないと考えられる。
- (7) 外国人を国公立大学の一般の教員に任用することを認める一方、現在すでに実現している外国人客員教授制度をより本格化し、かつ拡充することも、優秀な外国人科学者によって日本の国公立大学の研究・教育体制を強化する意味において必要かつ適切と考えられる。

(附 言)

- (1) 本件に関しては関係方面において早急に検討が行われることが望まれるが、この間とくに国立大学協会・公立大学協会等大学の自主的団体の意見も十分尊重されるべきであると考え。
- (2) 本件については、主として「科学者の地位委員会」において慎重審議したが、また、とくに第2部における法学の専門的立場からの検討をもへたものである。